

(目的)

第1条 この規程は、聖和短期大学学則（以下「学則」という。）第9条第1項第5号の規定に基づき、試験に関して必要な事項を定める。

(受験資格)

第2条 次の各号の一に該当する者は、受験できない。

- 1 当該試験科目の履修登録を行っていない者
- 2 教授会が受験を認めない者

(定期試験)

第3条 通年科目の春学期定期試験の実施に関しては、科目担当教員の判断による。

(追試験)

第4条 次の表に掲げる理由のいずれかにより、定期試験を受験できなかった者が願い出た場合は、教授会の議を経て、追試験を行うことがある。ただし、通年科目の春学期定期試験については、追試験を実施しない。

理由	必要証明書類
本人の病気又はけが	医師の診断書（加療・安静期間、傷病名等の記載内容から受験できなかったことが確認できるもの）
忌引 （適用期間は、亡くなった日から土・日・祝日を含み、 親・子・配偶者…5日以内 祖父母・兄弟姉妹…4日以内 曾祖父母・おじ・おば・甥姪…3日以内）	死亡診断書、会葬礼状等、亡くなった日の確認できる書類
ふだんの通学に利用している交通機関の不通又は遅延	延着証明書等
学校行事（事前に追試験受験を許可している全学的な行事）	短期大学学長の発行する証明書
教育実習・保育実習（実習先のオリエンテーションを含む）	実習公欠届証明書（実習支援室備付）
就職試験	就職試験受験証明書（キャリアセンター分室備付）
就職活動（内定式・会社説明会・会社訪問） ※会社には幼稚園・保育所・保育所以外の児童福祉施設等 を含まない。	就職試験受験証明書（キャリアセンター分室備付）
他校受験	受験票又は受験校発行の受験証明書
裁判員制度により、候補者として裁判員等選任手続きに参加する者及び裁判員・補充裁判員として職務に従事する者	「裁判員等選任手続き期日のお知らせ（呼出状）」に当該裁判所の証明印のあるもの、または裁判員・補充裁判員として職務に従事したことが証明できる書類
その他本学が正当な理由と認めたもの	事実関係を証明できる書類（事前提出を原則とする）

2 追試験の受験を希望する者は、「追試験受験願」に前項の表に規定する必要証明書類を添えて、所定の期間内に学長宛に提出し、教授会の承認を得なければならない。なお、必要証明書類は、当該定期試験を受験できなかった日時及び理由を確認できる内容を具備し、証明する機関の名称又は証明者の氏名及びその捺印があるものを原則とする。

3 追試験を受験する者は、所定の受験料を学院財務課に納入しなければならない。手数料については別に定める。ただし、次の者については手数料を免除する。

1 学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」のため登校停止となった者

2 裁判員制度により、候補者として裁判員等選任手続きに参加する者及び裁判員補充裁判員又は補充裁判員として職務に従事する者。

3 公共交通機関の遅延又は運行停止等の事由により、定期試験を受験することができなかった者

4 追試験の成績は原則として減点する。

5 追試験の追試験は、行わない。

(警報発令及び交通機関運行停止の場合)

第5条 試験期間中に、警報発令や交通機関の運行停止が起こった場合は、試験を延期又は中止することがある。

2 前項に関する細則は、別に定める。

(不正行為)

第6条 試験において不正行為があった場合は、学則第44条の罰則が適用されるほか、不正行為を行った当該科目および卒業必修、実習、実習事前事後指導、実技科目を除く当該学期に履修登録を行っている授業科目のすべてを原則として0点とし、第一保証人にその旨が通知される。

(主管部署)

第7条 この規程に関する事務は、聖和キャンパス事務室（短期大学担当）において行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、短期大学教授会で決定する。

附 則

1 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

2 この規程は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。

3 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。

4 この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。

5 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。経過措置として、2013年度2学年に開講される授業科目については、再試験を実施する。

6 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

7 この規程は、2017年（平成29年）4月1日に遡及し、改正施行する。

8 この規程は、2017年（平成29年）12月13日から改正施行する。